

わたしたちの人権

92

だれもが人間として生きていくうえで侵すことのできない当然の権利これが「人権」です

山都町の人権条例

国では、人権尊重の理念に対する理解を深め人権の擁護に資することを目的に、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

地方公共団体においても、部落差別をはじめとする差別の撤廃と人権擁護を目的とした「人権条例」が全国各地で制定されています。山都町でも、平成20年3月議会において「山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にす条例」が制定されています。この条例を制定するに至った理由は、町として道徳的規範としての条例を制定し、人権尊重の社会の実現を目指すためです。

人間は自分の意志で生まれるところを選ぶことができないにもかかわらず、被差別部落出身というだけで様々な差別を受け、基本的な人権を侵害されている現実があります。これが同和問題であり、いわゆる部落問題のことです。このように理不尽な差別が社会意識として空気のように存在し、部落差別をはじめあらゆる差別を生み出す土壌となっているので

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にす条例

(目的)
第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念及び国の同和对策審議会答申の精神に基づき、もつとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることにより、人権尊重を基本とする差別のない明るい住みよい山都町づくりを実現することを目的とする。

(町の責務)
第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政すべての分野で町民の人権意識の高揚に努める。

(町民の責務)
第3条 町民は、互いに基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力する。また、自らも人権侵害の撤廃に努める。

(町の施策の推進)
第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に関する施策について、町民及び各種団体と協力のうえ推進に努める。

(啓発活動の充実)
第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、各種団体との連携を強化し、充実した啓発活動を行い人権を大切にす社会づくりに努める。

(推進体制の充実)
第6条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすことに関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、推進体制の充実を努める。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)
第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)
第2条 この法律において、人権教育とは、人権の尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に入権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)
第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)
第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)
第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)
第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)
第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本計画を策定しなければならない。

(年次報告)
第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)
第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

季節のうた

▼やまなみの会
ひと廻りしてみ庭や夜の秋
盆の来る心構へにありけり
俳話録繙く夜や虫の秋
ときめきもなき日なの
六二二六の水害の様
郵便車来ればときめく子の便りかと
今村 芳子

▼通潤句会
お供へは昔のままの良夜かな
身を任す上昇気流鳥渡る
菅 清次郎

▼清和短歌会
人を恋歌を恋して幾星霜米寿迎へし空の青きよ
ひと夏の命惜しむか蟬しぐれ
逝きし屍に哀れと残る
大塚 叢司

▼馬見原酔山会
七輪の秋刀魚じゅうじゅう食卓へ
紫蘇の実のかほり仄かに掌に
赤子抱き熟田見渡す好き日かな
岩永 周子
工藤美智子
高田ゆかり

兼瀬 哲治
山本 フサ
菅 清次郎
菊池 成河

11月の当番医
11月4日 坂本クリニック (電話 72-0210)
11月11日 伴 病院 (電話 72-0029)
11月18日 野田 医院 (電話 72-0307)
11月25日 矢部広域病院 (電話 72-1121)

山都町の人口

(平成24年9月30日現在)

男	8,423人	(-4)
女	9,041人	(-7)
計	17,464人	(-11)
世帯	6,754戸	(+1)

※ () は前月比
※最高齢は106歳〔女性1人〕
※1月1日～9月30日の出生届数 61人 (うち9月は9人)
※1月1日～9月30日の死亡届数 233人 (うち9月は19人)


名簿記載通知を発送します。裁判員制度

裁判員制度は、平成21年5月に施行され、平成23年は8,815人が裁判員として裁判に参加されています。

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方に通知書を送付します。この通知は来年2月から平成26年2月までの1年間、裁判員に選ばれる可能性のあることを事前にお伝えするものです。ですので、通知が来たことで裁判員に選ばれたわけではありません。すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。引き続きご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ
役場 総務課 総務係(72-1111)



【名簿記載通知の発送用封筒】

書道

風款 飛花入座香

淳子 書

和光教室書道部の山本淳子さん(米生)作

訂正とお詫び
広報やまと9月号(9月26日発行)において、記事に誤りがありました。関係者のみなさまには大変ご迷惑をおかけしました。お詫びして訂正します。

- (4ページ)清和地区青少年健全育成会議講演会 内
(誤)「8月24日、清和体育館で」
→(正)「8月17日、清和体育館で」
- (14ページ)保健センターだより
タイトル
(誤)「清和保健センターだより」
→(正)「保健センターだより Vol.15」
- (22ページ)わたしたちの人権 相談
窓口内 健康福祉課(矢部地区)
(誤) 72-1129
→(正) 72-1229